

第 8 回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 12 月 23 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 52 分
- 2 場 所 湯河原町役場 第 2 庁舎 3 階 第 1 ～第 3 会議室
- 3 出席者 農業委員 会長 外 8 名
出席を求めた農地利用最適化推進委員 3 名 (うち欠席 1 名)
- 4 本日の議案は議事録に編集のとおりである
- 5 本日の書記は下記のとおりである
菊地照忠 (事務局職員任免)
- 6 議 事

事務局長	皆さんこんにちは。 定刻となりましたので、第 8 回の農業委員会総会を開会したいと思います。 本年最後になります。1 年間ありがとうございました。またよろしくお願いします。 それでは会長お願いします。
議長	皆さんこんにちは。事務局長からお話あったように、総会は、今年については最後でございます。 4 月から改選されて委員になった方、あるいは前から 3 年務められた方、いずれにしてもいろんな形でご協力いただきまして、ありがとうございました。また来年も、よろしくお願いをしたいと思います。 みかんもぎの方もどうですかね。大体終わったかと思うんですが、もうラストスパート頑張りたいと思います。 それでは議事録署名委員でございますが、9 番委員と 1 番委員にお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。 それでは議案に移ります。(1) 非農地証明願についてということで、日程第 1、議案第 20 号について議題とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	(1) 非農地証明願について、日程第 1、議案第 20 号の非農地証明について説明いたします。 申請地は足柄下郡湯河原町■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■様です。 申請地は■■■■■■■■■■、台帳地目は畑、現況地目は宅地です。 面積は 165 m ² です。 申請地は、昭和 48 年 4 月 18 日から宅地に転用し、現在に至ってい

	るものでございます。農地区分は、第3種農地です。申請書をご覧ください。 1 ページは先ほどの説明のとおりでございます。 2 ページでございます。申請地を赤く囲みました公図でございます。 3 ページは、土地登記簿謄本です。権利部甲区に申請人が令和7年7月23日に相続し、所有権が移転されております。 4 ページは位置図でございます。JAかながわ西湘湯河原支店の西側へ一方通行の湯河原交番の南側でございます。 5 ページは、経過書でございます。 6 ページは現況写真です。上側のAは南側から見た方向、北側のBは湯河原交番から見た方向でございます。 7 ページは航空写真です。 8 ページは、家屋登記簿謄本です。表題部①種類に共同住宅2階建てで昭和48年4月18日新築と記載されております。下段、権利部（甲区）では、申請人は、被相続人の■■■■■さんから令和7年7月23日相続登記が完了しております。申請人は、被相続人から新築の経緯を確認することが出来なかったことを経過書にて記載してあります。 以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは現地について調査をされた9番委員より状況の報告をお願いします。
9番委員	それでは議案第20号の非農地証明願について現地調査の結果をご説明いたします。 さる12月19日に8番委員と第1区域推進委員と私の3名で申請地の現地調査を行いました。 申請地は■■■■■ 現況地目宅地、台帳地目畑で、場所については湯河原交番の南側、葬儀屋の茂登山商店の海側へ■■軒目の共同住宅の土地として利用されております。 現況資料、お手元の資料の1枚めくって2ページの赤枠で囲ってある■■■■■に記載されている箇所でございます。 次に資料の6ページの現況写真をご覧ください。上段のAにつきましては、建物の南側のA部分です。こちらについては見た感じは個人住宅のような感じになります。下段のBについては、下が倉庫で2階が住宅になります。 建物についても古く、家屋全部事項証明書ですが、一番後ろのページになりますが、こちらの記載では、昭和48年新築の共同住宅と登記されており、もう50年以上経過している、宅地として利用していることを確認しました。 以上でございます
議長	それではこの件についてご意見ご質問ございましたらお願いします。周りは全部宅地ですね。宅地と道路ね。
9番委員	そうですね。

議長	ご意見ご質問ありませんか。 はい。 それではご意見ご質問無い様ですので採決に移りたいと思います。 日程第 1、議案第 20 号の非農地証明願について、非農地証明願を出すことについて賛成する方は挙手をお願いします。
全員	賛成
議長	ありがとうございました。それでは、非農地証明願を発行することに決定いたしました。 次に(2)農地法第 5 条の規定による許可申請書審議についてということで、日程第 2、議案第 21 号 保養所についてを議題とします。 それでは事務局の説明をお願いします。
事務局	(2)農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について、日程第 2、議案第 21 号、権利設定は所有権移転について説明いたします。 申請者は、譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX様、譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX様です。 申請地は、XXXXXXXXXX、台帳および現況地目は畑です。地積は 776 m²でございます。転用目的は保養所です。 概要は、経営している診療所の従業員に、自然環境の良い土地に福利厚生施設を考え、利用する希望条件が整った当該地に保養所を建築するものでございます。農地区分は、第 3 種農地です。 申請書をご覧ください。1 枚目は先ほどの説明のとおりでございますが、3 番、転用目的でございます。1 の転用目的、保養所、建築物として 1 棟建てでございます。 2 ページ履歴事項全部証明書でございます。こちらは先ほどの譲受人の法人の証明書で、こちらの役員、真ん中ですが、役員に関する事項として、理事長の矢部様のみとなっております。 4 ページから 8 ページまでは、会社の定款でございます。 9 ページは、土地登記簿謄本でございます。先ほどの譲渡人の名前が記載されております。 10 ページ、11 ページは、位置図となっております。11 ページが拡大図で、見やすいものですが、赤いところが申請地でございます。前後にバス停が書いてありますが、この隣接のところでございます。このまま上に行きますと、美化センターや総合運動公園になるところで、降りますと海岸の方に行く道の途中でございます。 12 ページ、こちらは、赤いところが今回の対象地の公図でございます。 13 ページでございます。計画図面で色分けされております。向かって右側が、縦の美化センターに上る道路、南側の下のところが町道に隣接するところで、申請の場所は記載のとおり、左上のところに 1 棟 2 階建てを建てる予定でございます。 14 ページが平面図、15 ページが立面図でございます。 16 ページ、見積書でございます。こちら今回の建築等にかかる費用でございます。17、18 ページが工事請負の内訳で、19 から 29 ページ

	ジまでが工事請負契約書でございます。 30 ページに移りまして、事業計画書でございます。先ほどの建築等の費用につきましては、5 番必要経費ということで記載があり、(1) 費用でございます。土地購入費が 1,880 万円、次の 2 番が建物建築費および外構費等が 2,149 万 9,500 円、あとは、諸費用で 168 万円、計 4,197 万 9,500 円となり、全て自己資金対応で考えておられます。 31 ページについては理由書でございます。先ほど申したとおり、従業員のために保養所を建築予定でございます。 32 ページが誓約書でございます。 33 ページは工程表でございます。来年の 6 月から着手予定ということで、10 月竣工を迎える工期となっております。 34、35 ページにつきましては、上水道、下水道の管網図を示しております。 36 から 47 ページまでが当時、こちらの■■■■■が設立する前に、理事長ご本人が賃貸借契約をし、そこに診療所を設け、借りた賃貸借契約書でございます。48 ページが覚書で、■■■■■様本人が、■■■■■に引き継ぐことで交わされております。 49 から 50 ページにつきましては、更新の契約書が添付されております。 51 ページには残高証明書で■■■■■が持っている資金が添付されております。 52 から 59 ページまでが譲渡人の売主と譲受人の買主との売買契約書が添付されております。 なお、60 ページですが、こちらの分割図に伴います地籍測量図を添付し、境界が明確であることを示しております。 なお、61 ページにはその外観の写真、中の畑等の写真をつけさせていただき、62、63 ページには各委任状を添付しております。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それではこの件につきましては、私が主務者ということで現地調査をしてきたので、ご説明、報告をいたします。 10 月 21 日に私と 1 番委員、3 番区域推進委員 3 人で、現地を調査してまいりました。 11 ページをご覧いただきたいのですが、ここに案内図がございますが、場所は小道地蔵から上がって行って、ごみの焼却場の方に向かって行って、ずっと上がって行って、左側の途中に村上自動車板金の工場があります。道を挟んですぐ上が、申請地ということになります。現場ですが、次の 12 ページをご覧いただきたいと思うのですが、赤く線が引いてあるここ土地ですね。 周りは、東側、図面でいうと右側は、道路と町有地が細長くあります。上、北側は家を建てています。今工事をしている最中でございます。それからこの■■■■■これは宅地です。 その下の■■■■■、ここは元畑だったと思うのですが、現在、耕作はされていないです。ここは、既に農地転用の許可が下りています。現実的には、転用をして、建物はまだ建っていないのですが、転用許可済みという土地でございます。 南側は道路に接するというような周辺はそういうところですよ。この

	申請地でございますが、みかんを作っておられて、10 数本植わっていて栽培をされていたとのことでございます。 ということで、周辺に農地として、影響して問題になるというような土地はなく、この土地についても、適切に栽培されているというような現状でございました。 ということでございます。 1 番委員、何か説明があれば
1 番委員	会長と私と第3区域委員と現地調査がありまして、11 ページの赤くしてあるところが今回の申請地ですが、その上に今ちょっと引かかるところが何年前かは忘れましたが、私と元会長と第3区域委員で、5 条申請で出た場所なんです。その下が今回の申請地、保養所を建てるということで、周囲には、家を建てたりしてきまして、私たちが審査をしたところは、今度、家を建てるところが、倉庫みたいなものが建っている下になりますけれども、現状はみかんの木が 10 本ぐらい、植わっていまして、その下側に保養所を建てる、まあ景色もよく見晴らしもいいところで何も問題ないと思います。 以上です。
議長	ありがとうございました。 この件について何かご意見ご質問ある方はお願いをしたいと思います。
2 番委員	14 ページの平面図を見ると、保養所と言いながら風呂はついてない、寝る場所はない。あくまでも陶器の作製所ですかね、1 階は。電動ろくろとかがあって、こういうものが保養所と言えるかどうか。 その辺はちょっと事務局にお尋ねしたいと思います。
事務局	農地法の申請を得て、これから建築確認等を取られる予定でございますが、あくまでも内容につきましては、譲受人の意思を尊重させていただきます。
2 番委員	承知しました。
4 番委員	1 点だけ、確認事項。13 ページの平面上を見る限り、今どき駐車場がない。その辺は、やっぱり申請人がこれから買ってということですか。
事務局	駐車場につきましては、事務局で申請代理人にくどく確認をし、保養所ということであって、1 人以上の家族あるいは何かしらの形で複数のメンバーが来られるのではないかとということで、荷物をお持ちの中でどう考えておるか。駐車場の一つぐらい、造らないかどうかということを確認しました。一切造らないと。最寄りの交通機関を使ってバス、タクシー等を使って来られるということでございます。
議長	ということで、現地が、東側からこの斜め方向、斜めの通路でございますが、道路から少し高低差があるので、ここ階段になっているようですが、それで上にいって、あとこの現地の中に歩道を作って建物に行くような設計になっているということでございました。

7番にあります、研修先の農業経営士である■■■■さんのところで、研修を受けたということでございます。

■■■■さんにつきましては、現在自営業でカウンセリングに従事されております。

■■■■さんの方につきましては、同じく3ページ、■■■■様の経歴も現在はカウンセリング等をされているということでもあります。

9番につきましては、後ほど添付してありますが、令和5年度に組合員セミナーにJAが開催した研修の修了を受けたということの記載がありました。

4ページでございます。農業経営士の■■■■様が直接教えるもので、そこを受けたということでもあります。

5ページにつきましては、それぞれの内容で細かく実施内容等を記載されております。

総合所見としては、「みかん農家がみかんでは生活ができなくなり、後継者不足になり、耕作放棄地が増える中、気持ちよく頑張っております。私が60年前に家業のみかん栽培を継いだ気持ちがとてもありがたいです。今年栽培した小麦から小麦粉を作り、美味しいピザをいただきました。農作業のため軽トラックを購入し、とても意欲的です。」と所見をいただいております。

6ページでございます。農業経営士の経歴等があります。7ページがその認定証書でございます。

8ページは、職務代理のお名前をいただいて、同推薦書が添付されております。

10ページまでが内容でございます。

11ページにはそれぞれの念書をいただいております。

12ページの方ですが、ご本人の住所等がわかるものとして免許証の写しを提出しております。

13ページには、それぞれ写真が違うのは、ご本人が写っているところ■■■■さんで13ページの青い服を着られている方が■■■■さんでございます。左の黄色の服を着ているのが■■■■さん、その下の写真のオレンジの服を着ているのが■■■■さん、手前のシイタケにほだ木の穴を開ける作業しているのが■■■■さんです。

代わって、■■■■さんでは、お顔が見える右手の女性が■■■■さんで、こちらもシイタケの栽培準備です。

下の写真については、子供たちが来ているときに一緒に研修等を■■■■さんから受けたという内容でございます。

14ページでございます。こちらは湯河原新聞11月30日掲載にされたもので、左上のオレンジ色の服が■■■■さんで、次に左手の小さい帽子をかぶった人が■■■■さんということで掲載されております。

■■■■さんのもとで、活動されているのがわかると思います。

15ページは、先ほどのJAの研修を受けた修了証書が添付されております。

16ページですが、その研修結果で左上のオレンジの服を着ているのは■■■■さんで、組合長から修了証書が渡されたというものであり、同席には■■■■様もいらっしゃるということでございます。

17ページは農業研修開始届で、■■■■さんのもとでやりたい、やらせ

	ていただきたいということで両名からおります。 なお、18 ページから 20 ページにつきましては、本人が研修を受けた内容あるいは自分で耕作をした内容を記録として載せたもののコピーでございます。右下に 239 という数字が記載してありますが、1 年間のうちに 239 日は、農業に従事しているということがわかるものと思います。 以上(3)、(4)の資格認定について説明させていただきました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは事務局の方から参考資料で、これの認定要綱が配られているんで、委員では初めての方もいらっしゃるんで、この制度についての説明をお願いしたいと思います。簡単で良いので。
事務局	参考資料ということで、湯河原町農業委員会新規農業者資格認定要綱というのを定めており、こちらの要綱に基づいて先ほどの 2 人の申請に至った経過でございます。 なお、農家資格を有する方でしたら、(農地法の) 3 条で農地の所有、貸し借り等の手続きができるんですが、これから農業を進めたいという中で、次の(要綱の) 第 3 条を読みます。 第 3 条 湯河原町農業委員会は、農業経営に必要な農機具、農業用施設等を有している又は賃借等により用意することが確実である者で、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たし、研修先及び就農希望地域の農業委員の推薦を受けた者に限り、新規農業者として認定するものとする。ただし、第 5 号及び第 6 号に規定する者は研修先及び就農希望地域の農業委員の推薦を、第 7 号に規定する者は、研修先の推薦を不要とする。 ここで、お 2 人が研修先を選んだのは、(2) 農業経営士(神奈川県農業経営士認定要綱に基づく認定を受けた者をいう。)の元で農業研修を受けた者、その一つ前の(1) 認定農業者、こちらは職務代理ですが、認定農業者第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者のもとで 1 年以上の研修(年間 150 日以上農業経験をいう。)を受けたものということに定めがあり、両名につきましては、研修のもと 150 日以上をクリアした実績等を申請書に記載してあります。 申請様式につきましては先ほど見ていただいたものが様式でございます。 地元の農業委員さんの職務代理からも推薦をいただいているのが今回の内容ということであります。
議長	今の説明で、今回この 2 人は農業経営士、 さんのケースなんで、そのもとで研修を受けたものということで、(1)の方は認定農業者だけでも、職務代理の名前が挙がっていたんですが、研修を受けたのはあくまでも(2)の農業経営士として、あるいは(3)の経営耕地面積が 30 アール以上若しくは販売金額が年間 50 万円以上で、年間 150 日以上自営農業に従事している農家の件で、ここの(2)と(3)、2 号と 3 号に該当する さんの研修を受けたということで、職務代理は推薦をしたということで、推薦書を提出したといふうに理解をするんですよね

1 番委員	ここね。私の畑の下が■■■■さんの畑。そこには1反7000くらいかな。そこでよく畑仕事の作業をしていて、熱心に作業をしていた。そこで、私がちょっと■■■■さんに呼ばれて、それで■■■■さんという話をして、ただ見ているだけじゃなくて、お話をして、どういう気持ちでやっているんだとかいろいろね。ものを聞いて、あの人は一生涯懸命やっているな、とそういうようなことになっております。それで、今後、高齢者っていうのはすごく多くなってくるんですよ、これから。畑なんてもう荒れたりなんかして、放作農地になったりする可能性もうんとあるんですよ。それでこういう若い方が、職務は150日以上やっている、■■■■さんのところでね、一生懸命やって。こういうことが大事なんですね。 これからもう本当にだんだんみんな年寄りで耕作できなくなって荒らしちゃった農家だと。それだったら、こういう若い方がね、どんどん出てきてくれて農業をやりたいと。サツマイモとかね、キンカン、みかんだって1反、これをやっているんですよ、ブロッコリー、野菜でも結構いろんなものがね、ここにはこれだけしか書いてないんですけれども、見ると大根、他にもね、小松菜、エンドウなど一生懸命これやっているんですけど。こういう方っていうのはこれだけの講習、研修を受けた結果がね、やっぱりこういうふうになってきた。私はそう思うんですけど。
事務局	職務代理ありがとうございました。 (要綱の)第5条、先ほど職務代理の名前を添付した経過なんです、5条の1号から9号の中の2号ですね(2)第3条第1号から第4号に規定する者にあつては、研修先及び就農希望地域の農業委員の新規農業者認定推薦書を様式第3号で添付する、ということになっておりますので、先ほどの(申請書の)8ページに、職務代理のお名前をいただいているところでございます。
議長	そうすると、第3条の■■■■さん方の2号の農業経営士ですね。■■■■さんは、(1)の認定農業者として、推薦を推したのか、あるいは(3)の経営耕地面積30アール以上云々というのをやったのか。最終的に5条の方では、申請があるときに2号の農業委員、研修先及び就農希望地域の農業委員の新規農業者認定推薦書が出てきた、ということでちょっとごちゃごちゃしているんだけど。
事務局	申請書の10ページを御覧ください。 今回職務代理は認定農業者でもあり農業委員さんであります、職務代理の書かれた内容は、農業委員として(推薦したもの)でございます。
議長	ということで、1番委員は、この人をいろいろな形で1年間指導されて、1年間経って推薦したということで、両方の立場というかな、ということで理解してよろしいですね。 皆さんの方で何かご質問なり、この制度は初めての方もいらっしゃるんで、何かご質問があれば、農家世帯の、例えば後継者の方が相続でこういうことがなくても、農地(の売買等)のこともできるし問題ないんですけども、非農家の方が新規に農業に参入したいという

	人は、こういう形のうちの町の申請要項に従って、研修を受けて、推薦等いただいてここで審査して認定されると、農業者として、これから農地を借りたり買ったりすることができる、ということになるということです。 ただし買うには（この要綱で言うと）買うっていうか、借りることになるのか。
1 番委員	今 2、3 歩ぐらい借りているって言ったかな、受けた方。
議長	この人（申請書）の、XXXXXXXXXXとかずっとあって 1,700 m²、畑。ここの研修をしていた場所は、何を指しているんですか。
事務局	申請書およびこちらの資格認定についての耕作地につきましては、研修先でございます。
議長	研修をしていた農地ということで、今後農業やるにあたってはこの土地かどうかわかりませんが、もう借りるなり、お願いして、それでまだ（農地法の）3 条の手続きをしていただくと、農地を借りたりすることができますよということです。
事務局	ここで、お 2 人、新規農業者資格認定を委員さんにご承認いただければ、改めて農地法の 3 条等で農地を取得あるいは借りる等の権利を得られることになりますので、これからその農地を模索するところでございます。
議長	ありがとうございました。 ということで、まずは農家になってもらうというのはこの手続き、次のステップは、農地を借りたりするっていうのは別途、今後あるんじゃないかというようなことだと思います。 あと、例えばこちらの暢哉さんが 17 ページに、農業研修開始届というのが出ていて 1 年ほど前に事務局の方に来ていただいて、こういう形で研修を開始しましたよという届け出がある。 これ前のときは、この方じゃなくてもっと前の人は、この届け出があった時点で、誰か農業委員も人も指導っていうか、様子を見てあげて、必要があれば指導してくださいよ、というようなことで、担当の農業委員を決めたんですけど、今回そういうのをやらなかったんですが、それはどうなんですかね。どっちがいい。前は農業委員会の総会で（決めていたのではないか）。
事務局長	すいません。今、会長おっしゃったように、こういう場（総会）でそういう方が来られました、というのを説明するのが常だと思うんですが、今回ちょっと申し訳ないんですけど、失念いたしまして、ここはやっぱり（開始届が）出たときに、さっき言われましたように出したいと思います。よろしくお願いします。
議長	わかりました。 でもこういう形でやりますよということを、農業委員会に届け出をしてもらって、これから 1 年間、農業頑張ってください、ということとやるので、総会にご報告いただく、今回ちょっとできなかったんで

	すが、今後そういう届け出があったスタートのときに、基本的に農業委員会の総会に報告いただく、ということで、地元の農業委員さんにもちょっと様子を見てもらう、というふうにしたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。 他に皆様の方から何かご質問とかご意見等ありますでしょうか。よろしいですか。いいですか。 それではご質問ご意見はないようですので採決に移りたいと思います。 1人ずつ採決をしたいと思います。 日程第3の議案第22号の新規農業者の資格認定について賛成をされる方は挙手をお願いします。
全員	賛成
議長	ありがとうございました。認定ということで決定しました。 続いて日程第4、議案第23号の資格認定について賛成される方は挙手をお願いします。
全員	賛成
議長	ありがとうございました。認定することに決定いたしました。 議案は以上でございます。 続いて5のその他に移りたいと思います。 四季彩のまち“ゆがわら農林水産まつり”について事務局から説明をお願いします。
事務局	お手元の資料、四季彩のまち“ゆがわら農林水産まつり”のチラシ、両面印刷をご覧ください。 開催日につきましては令和8年1月24日土曜日、既にご周知させていただいているところでございます。9時から15時まで雨天決行でございます。場所につきましては町民体育館および駐車場です。 裏面をご覧ください。 皆様が湯河原町農業委員会として出店場所する場所が10番と、今年度（の場所が）決まりました。 赤丸でつけてありますので、こちらに朝の8時半までに大根をお持ちいただき、車につきましては、9時以降は場内に車は搬入できませんので、JCHO湯河原病院（の駐車場）に止めていただくようお願いします。 他に、出店者名等につきましては、左の方の1から14およびキッチンカーの3台が出るということです。 簡単ですが以上でございます。
議長	1月24日の土曜日、9時から15時までの農林水産まつりでございます。皆様にご協力いただいて、大根の栽培をしていただいていると思います。 昨年は、全員が中立委員の方を除いても、全員が大根を作れるというような状況でなかったんで、作っていない方を含めてね、みんなでやるにはどうしたらいいかなということで、この農林水産まつりの前の日に農業の経済センターに自分で栽培し、収穫した大根を持って

	きてもらって、経済センターで、みんなで、大根を洗って、つまり栽培してない人も、中立委員の人も含めてみんなで（やろうと）、（自分で）栽培し、自分のうちで洗うよ、という方は、それはそれでいいんですけれども、みんなでやろうよという方が、そういう形で参加をしていただいて、会場の都合があつて、会場に前の日から置いておくわけにはいけないので、一旦家に持って帰っていただいて、当日の朝8時半までにまた持ち込んでいただいた、ということをやりました。今年は皆さん、栽培の予定ということで、ちょっと調子はよくわからないんですけども、一応皆さん栽培されていると思うんですけど、どうですか。 この洗うという作業をみんなでやるか、個別にやるかね、全員足並み揃わないかもしれませんが、どうですか、みんなで集まってやりますか。それぞれでやった方が時間の自由がきいていいよっていう人もいるかもしれないし、いろいろだと思うんですが
7 番委員	結構本数があるんで大変かなと、持ち帰るって去年持ち帰ったっていうのは認識なかったんですけども、あの J A の中央農協の方に、選果場の方に置かしてもらったのかな。
議長	置かしてもらったんでしたっけ。ちょっと記憶が。
7 番委員	持っていかなかったと思う。
議長	いずれにしても会場には置けなかったんですね。
7 番委員	会場には置けなかったの。
議長	農協に置けたんだっけ。それでは農協で洗う場合は農協に預かってもらうか、いずれにしても農協から当日はその会場に運ばなければならないんですが。
7 番委員	あと準備不足で、手袋とか水仕事をする手袋とか、あとスポンジですね。大根洗うのにね。ああいうところで農業まつりなんかのときに、大根の葉っぱがついているのは、非常に喜ぶんですよ。だもんで、それを洗ったりするのに、やっぱり中央農協みたいな、あの広い場所がないと。こういう出品の方で場所があれば別に構わないかも知れないんですけど。持ち帰らなくて、前日に洗って、保管してもらうような、フォークリフトがあると簡単に運べると思うんで。今年の1月に農業まつりやったときは、かなりの本数ブルーシートをかぶせて保管したような気がしていたんです。
議長	わかりました。 自分で30何本とかね、何か洗うのはやっぱり大変なんで、大勢でやった方がこういう仕事はね楽なこともあるんで、自分のうちでやるよという方はそっちでやっていただいて結構ですけども、農協の方で作業するというので、みんなで一緒にやりたいと思います。
2 番委員	私は、自分で

議長	それは構いませんので。はい、ご質問あるのでそれは結構です。時間は何時なのかな。
7番委員	持ち込み終了が8時半ですから、かなり早いうちから動かないと間に合わないかなっていう。
議長	前の日に洗ったよね
7番委員	前の日でしたね。洗ったのは。
議長	はい。少し置いておけば、乾くしね、扱いやすくなるしね。前の日の、前の金曜日か。金曜日に言われたら夕方ってというのはあれだけど
7番委員	なんか最初の計画では、午前の搬入と午後の搬入で分かれていたような気がするんですよ。その辺の調整を事務局の方でやっていただいたような気がするんです。
議長	みんなで洗ってたいら、みんなもうすぐ（大根を）持ち込んでいったんじゃなかったでしたっけ。どっかちょっと奥の方に置いて、個人で洗ったりして、それから当日も1日じゃなくて半日ずつぐらい出ましようよと。みんな1日、みんな全員でもね、1日いてもしょうがないんで、午前の人と午後の人に分けて、午後の人でかつ、自分で大根洗うよという方は、午後に持ってきてもらえばいいと、午前の方は、自分で洗った人は自分で持ってきてもらって、みんなで洗ったものは、朝持って行って運んじゃうというような形で。
1番委員	これって今回も分けるんですか、午前と午後に。それとも全部いっぺんに出ちゃうんですか。
事務局	今、ご質問の件なんですけど、やはり（農林水産）まつりは、3時まで行いますので、農業委員さんの大根は好評ですので、午前中に売り切れてしまっていると、他の方からお話が多数ありますもので、午後の方も、去年はいました。 それと、ここの委員さんの中で今回、（農林水産）まつりの出展される方、そして受賞をされる方がいらっしゃると思います。昨年、その前の一昨年につきましては、午前中に搬入していただいたほとんどの方が受賞者になってしまい、出展のブースが空っぽになってしまった。私ともう1人の委員さんがいたんですが、代わりがなく対応した事実はございます。 午前、午後と分けていただくことは、可能だと思うんですが、洗って搬入して午前中からもう納めたいという方もいらっしゃるかもしれませんが構いません。 先ほど会長がおっしゃるとおり、1日いらしてもってということで、農業委員さんのブースの中では大根の販売だけではなく、農業相談の窓口も1日設けております。やはり午前、午後、人数的には居てください。相談を受けていただくことで、事務局は全体の把握をしながら、行いますので、委員さんとして何人かは（ブースに）確実にいていただくようなことでお願いしたいです。 もし、この席で決まれば、午前の組とか午後の組とかやむない場合

	は、午後でLINEとかで、連絡をいただければ結構です。 ただ午前中にかぶるような形だけはちょっとお願いの立場で、午後にもいてくださいっていうお願いはします。
議長	午前中の方がお客さんも多いし、品評会で出展されて賞もらえるような、農業委員さんが結構頑張っていて、留守番がいなくなっちゃって、さっきお話のとおりですから、午前中を重点的にやって、午後はね、もう売るのがだんだんなくなってきちゃって、農業相談で残っているような形になっているんで、午前中にできるだけ大勢出してもらって、後は最小限っていうかな、いればいいかな、みたいな感じですね。 ここで、午前中出られる人も手を挙げてもらって、午前中あるいは午後ってそれでね、調整しましょうか？農業相談ということで看板を上げてやったんですが、新規に就農したいんだみたいなことでね、相談がありました。去年も農業をやりたいんだけど、どうしたらいいのとかね、そんな話をしても、私が対応したんですけど、そんな人もいますので、そういうのがわかった（委員がいた）方がいいのかな、やっぱり技術的なものよりも何か就農したいんだよ、みたいな。その辺りの相談があるんじゃないか。そんなにたくさんあるわけじゃないんですけども、そんな状況でございました。
9 番委員	（大根の）恰好っていうのは、規格は別にないですか
議長	ないです。あの、ちょっと小さいのは安くして大きいのは高くして、それなりに値段を何段階かつけて、それで値段と大きさに分けて、大きいやつはちょっと高めにして、そんな形でやりました。大きいのが欲しい人もいれば、ちっちゃい方でいいよっていう人もいるし、いろいろなんで、皆さんの出来もいろいろだと思うんですが、それは構わないので。葉っぱ付きは喜ばれるんで、葉っぱ付きで使えそうな人は持ってきてもらって、販売するときに葉っぱはいらないという人はその場で切って渡しちゃうというような状況です。
1 番委員	でも例年見ているけど、大体デカイのから出てきますよね。
議長	ちなみに去年は、1時半から大体2時40分ぐらいまで1時間ちょっとでその（大根の）洗浄作業をやったんですね。 確かに前回は1時間ちょっとで大体そんな感じだと思います。（洗浄を）やれば今年もそんな形でいいかなと思うんですが。はい。
事務局長	お願いがあるんですが、去年もそうだったんですが、農林水産まつりは、農林水産課でやっておりまして、かなり事務があって、準備からその当日、ちょっとお手伝いできないんですよ。それはご勘弁いただきたいなと思っておりますので。
議長	あの資材だけ用意してもらえば、大体様子がわかりますんで、物品の用意だけしてもらえばいいですので、委員の方でできるだけやりますので。ということで、まず前日は1時半ぐらいに農協に集合することで、濡れてもいいような格好で来ていただければと思います。大

	根を持ちながらですね。それで、中央農協にちょっと預かってもらうか、交渉して、持ち帰るかは決めたい、今後決めたいと思います。 当日ですが、午前中に、1日でできれば一番になるんですけども、とりあえず午前中出られるって方、ちょっと手挙げてもらえますか。すいません。そのまましばらく上げていただけてください。 (挙手している委員を事務局が確認) もういいの。はい。午後は出るよって方は、はい。 半日出ればいいよね。1日だと大変だからね。まあ、1日出てくれればいいけど。
9 番委員	片付けて4時とかそのぐらいですよ。
2 番委員	午後にしていただければありがたいんですが。
議長	じゃあいいですか。午後の人も分かった。はい、そんな感じで良さそうですね、人数的にもね。大丈夫ですか。
7 番委員	前日の大根洗いは、時間はわかったんですけど、農業委員会のテント、ブースはあるんですけど、あの業者が設置するんで早いんですよ。そうすると当日(テントを)設置するのか、もう事前にできているのかっていうのがはっきりしてないと、会場にはどのみち搬入はできなくなっちゃうかなっていう心配がちょっとあるんですけど。
事務局	会場の方につきましては、(設営は)前日等から始めてはおるんですけども、大根の搬入につきましては、当日に搬入してください。現地では8時半前には、私ども農林水産課職員がおります。私も近くに(農業委員会のブースの)10 番の方に顔を出しますので、こちらにというふうにご案内しますので、当日9時前までに全部終わるように、8時半から9時の間その少し前でも構いませんけれども、お越しいただくような形をとっていただければと思います。
議長	集合は8時半から9時の間で、大根持ち込み8時半までくらいにね。人が多くなると車が入れにくい。今年は特に奥の方だから。
3 番委員	大根、何本ですか。
議長	40 本くらいでしたっけ
事務局	35 本を目途にお持ちください。多ければ多いほどよろしいです。
1 番委員	基本は35 本だけどそれ以上もういいよと。
事務局	そういうことでよろしく願いいたします。
3 番委員	(気温が)温かくて、ね。董立ちしちゃったらどうしよう。 なんかほらよく1回抜いてから、また植えておくともつとかいいませんか。だからもう1回取っちゃう
1 番委員	あれは董が出る前にね。後にまとめてりゃいいってことでしょ。董立ちがね。
3 番委員	そういう大根でもOKですか。

議長	でも董立ちしないんじゃない。1月だとまだ。
3番委員	なんか成長早くて
議長	はい、成長早いけど。もうもう大きくなっているけどね、結構大きくなってますよね、既に。だけどもうそれで生育が止まっちゃって
3番委員	(董立ちが) こわい。あったかいから、今日なんかも。
議長	董立ちになることはないと思う。それは大丈夫です。1月いっぱいぐらいなら。
1番委員	2月の中旬ぐらいからあぶないかな、董立ち。董成ちは2月。
議長	そういうことで、農林水産まつりはよろしいですか。
8番委員	ちなみに当日車はどこへ置いたらよろしいですか。
議長	その荷物の搬入は直接もう終わったらJCHOの駐車場の方に移してもらって。
事務局	昨年、今日欠席の5番委員が洗いの方の手伝いに行っていたいたと思いますけれども、今日のこの席終わった後に、連絡だけは取りたいと思いますけどいかがですか。 5番委員にこのような結果で決まったということで、当日ご都合がよければ現地集合で、洗いの方でよければ来ていただくようにということでお伝えをしておきます。
議長	連絡してください。 大根ができたら、ここの売の方もそうですけど、余裕があったら品評会の方にも、野菜の出品が少ないというので、出来の良の良のあったらそっちに出荷した方がいいですよ。 そういうことで、別にいいのがあったらで、そっちも合わせて出品してください。出品する日はもうちょっと前かな。でも木曜日だったかな。
3番委員	前日、前日。
議長	野菜は前日でしたっけ。みかんは木曜日か。
3番委員	わかりました。
議長	(みかんは) 分析をしたりするんで。
3番委員	そうですね。
議長	木曜日か果実は木曜日。野菜は前日でしたっけ、金曜日。みかんがあれだったっけ2日前だったかな。
3番委員	なんか早いんですね。
議長	出品の方もよろしく。他のものも合わせて。それは個人としてね。

	果物なり野菜なり農作物の出品もぜひご協力をいただければと思います。賞、みんな取っちゃっても構いません。 農林水産まつりは以上でよろしいですか。 その次(2)鳥獣対策用のみかんの提供依頼ということで、事務局の説明をお願いします。
事務局	その他の鳥獣対策用のみかんの提供依頼についてです。 年明けにはなりますが、加害が認められたサルに対して捕獲を予定しております。 具体的な日付に関しましては、今週業者と打ち合わせ予定でありまして、1月の中旬から1月の下旬にかけて行うと思います。 そこで皆様には、サルの餌付けをするために、みかんの提供をお願いしたいと思っております。 みかんの提供につきましては、LINEのグループでもよろしいですし、LINEをされてない方につきましては、農林水産課の方にお問い合わせをしていただきまして、私が取りに参りますので、畑にある場合には、畑に取りにまいります。ご自宅の方に運んでいただければご自宅の方に取りに行きますので、連絡をいただきたいと思います。 以上です。
事務局長	補足させてください。取り方ですけれど、今皆様をお願いするのは、ある程度第一区域推進委員の畑とか使っていただくわけなんですけど、ある程度ですね、サルを集めるのに餌付けをするためのものがございます。 長い間いろんなものを散々食べさせて、安心したところでやって(捕獲して)しまうというような流れになりますので、その為かなりの量が必要となりますので、ご協力お願いしたいということであります。
議長	そうすると、町の方にいつ取りに来てくれよっていうのを連絡すればいいんですけど、中旬っていうのはちょっと曖昧だけども。
事務局	中旬そうですねはい。中旬前に連絡をいただきたいなと思います。
議長	そちらの方の作業日程もあるだろうから、中旬と言っても10日間もあってさ。いつまでにとか、どうしたらいいんだろうなと思う。
事務局	その都度、ご用意ができれば、事務局等が伺いますので、中旬頃、目安で申し訳ないですが、足りないようでしたらまたお声掛けさせていただくような形をとりたいので、一応中旬を目安にご用意していただきたいと思います。 コンテナいっぱいもうあるからいつでもいいよっていう連絡だけで構いませんので、お宅あるいは畑の方に伺います。 以上です。
8番委員	すいません。これは加工用で構わないですか。
議長	そう、加工用で構わない。
事務局	加工用で結構でございます。落ちた摘果を含めまして、ジュクジュクにならない程度でしょうかね。(それを)いただければと思います。

議長	ということでご協力をお願いします。無理だったらやっぱり無理だということをご連絡をお願いします。加工みかんで構いませんのでよろしく願いをしたいと思います。 事務局は以上でよろしいですか。
3 番委員	もう出せます。もう出せるんで連絡をください、もう出せるので、欲しいときに連絡くださいでいいんじゃないんですか、出せる方。
事務局	年明けにお願いしたい。
3 番委員	この中で、出せる方と言って、手を挙げてもらう。その方に連絡して取りに行っていていいですかと言って。
事務局	この中で出せる方、いらっしゃいますか。
9 番委員	1 月の中旬に使うんですよ。 だから 1 月入ったぐらいに集めるってそれまでちょっと
議長	ちょっと前ですけど、痛むしね。やっぱりね。
3 番委員	痛んでいるものでもいいです。ちょっと腐っていてもね。
事務局長	やつら（サルたち）、そういうの食べないんですよ。 ちゃんとしたのを結構食べるんで、美味しいものを持っていくんで。
議長	外観は問題ない、腐っていないものをとと思います。
1 番委員	あんまり早く取ると腐っちゃうな。 出す前にちょっとまだ見ながら。
議長	農協も加工みかんの旬だと思えますけども、こちらもちっと意識していただいて、取っておいていただければありがたいと思います。 はい、よろしいですかこれ。では、事務局からどうぞ。
事務局	来年の 1 月 9 日金曜日付で、全国農業新聞、皆様のお手元に行ってる新聞ですけれども、こちらに足柄下農業委員会連合会として、当まつりの、記事を載せる予定になりました。 9 日に皆さんご覧いただければと思います。
議長	内容について農林水産まつりのことを挙げるということ。
事務局	はい、そのとおりです。
議長	足柄下連合会で農業委員会として、はい。

事務局	補足ですけれども、足柄下農業委員会連合会というのは湯河原町と真鶴町で結成されておりまして、会長が3年ごとに変わります。 その後、持ち回りの3年目にあたる湯河原分として、今回、農林水産まつりを題材として記事掲載をしました。 来年は、真鶴町が今度記事掲載等に代わることになりますので、今回このまつりを、広めたい、皆さんに来ていただきたいという意味を含めまして、周知記事として載せます。
議長	足柄下連合会として投稿して記事の中身は湯河原の農業委員会の活動ですよ、いうことでいいですね。
事務局	はい。
議長	わかりました。他には。 では、私の方から今日配っていただいたんですが、2枚紙でゆがわら2021 プラン後期基本計画案に意見を募集しますよ。ということで、この町の総合計画の審議会に私が農業委員会から委員として参加をさせていただいて、出ているんですけども、ある程度案がまとまって、パブリックコメントをやりますよということで、意見、ここには後ろの方に内容の記載がありますので、見ていただいて、後日、意見があれば、ここに書いてあるような形で意見を出してくださいということでございます。 どういうものかという、湯河原 2021 プランというのは、10ヶ年の計画があるわけです。令和3年から10年間、湯河原 2021 プラン、これが湯河原町総合計画ということで、その後期、令和8年から12年、その5年間ですね、後期の5年間の計画を今ここでパブリックコメントをしますよということになります。 後ろにあるんで、後で読んでいただきたいんですが、作りとしては10年間の計画があって、今回の後半の5年間、計画があり、あとは3年ごとの実施計画があって、実際の事業をやっていくと。今回パブコメするのが、この真中の5年間の計画の部分ですよということでございます。 裏面には、農業部分の内容を抜粋しました。全体も町の産業ですから、全分野の計画があるわけですが、農業委員会なのでこの部分だけ抜粋して今日お配りさせていただきました。 後でこれをご覧いただいて、意見がある方は提出をお願いしたいと思います。 この件について何かご質問ありますか。 よろしいですか。 はい。ではもう1つ、例年、新年に、農業委員会で新年会をやっているんですが、忘年会は、皆さんやっぱり農家は忙しくてなかなかできないんで、新年会で町長などを呼んで新年会をやるということで、恒例行事としてやっているわけでございます。 今年はいかがいたしましょうか？例えば1月の総会の終わった後、一旦うちに帰ることになるかもしれませんが、同じ日の夕方にやるというような形でやっていたのかなと思うんですが、どうでしょうか？

	これは開催ということですのでよろしいですね。 ちょっと日程の町側の予定もあるんで、また日程等は事務局で調整 いただいて、ご連絡をしたいと思います。24 日、農林水産まつりが あって、26 日が農業委員会の総会ですよ。
事務局長	会長、去年は町長、副町長を呼ばないで、開催した覚えがあります。 呼んだのは、歓送迎会のときにだと思っんですよ。
議長	そうでしたっけ。
事務局長	はい。確かに過去、町長を呼んで開催していたというのもあります が、それをやっちゃうとなかなか予定が取れなくて。もう皆さんでや るっていう話でしたらよいのですが。そのとき（町長の予定が取れた とき）はたまたまうまく取れたっていうような流れになっちゃうと 思います。
議長	結構町長も忙しいよね、1 月はね。
事務局長	前はもうずっと（予定が）入っちゃっているんで。そんな感じです。
1 番委員	なんか歓送迎会まで繋がっていたから。忙しいからね、うん。
事務局長	あと、農林水産まつりなんですけど、かりの労力をとりまして、総会も できれば1 日おいて本当だったら 26 日の月曜日なんですけど、27 日 にやるか 28 日とかにして欲しいんです。片付けとかも結構ありまし て。やはり職員が疲弊しちゃうので
議長	はい。じゃあ、総会は、27 日でも 28 日でもどっちでもいいですよ ね。事務局としてはでも今のところは日を決めちゃいたいですね。 もう来月も大変だからね。今日決めちゃった方が。会議室心配もある けどさ。
事務局長	ごめんなさい。会議室の確認をしていなくて、状況がわからないん です。またご連絡させていただきますので。ただ、その日に新年会をや るということですが、去年は、別の日にやっています。
議長	総会の 1 月の総会は今決定できないんですけど、26 日ではなく、後 になるということで、またこれ別途連絡をしてもらおうと、それから新 年会をやる方向で、その日程がいろんな日程があるんで、町長は呼び ますか？歓送迎会には必ず出てもらおうようにして、なかなか町長も 忙しくて無理かもしれないけど声だけかけてみるか。声かけてもら えるね。ただ出られなかったらしょうがないということで、日が決ま ったら町長も声かけてもらって、無理だったら、まあ仕方ない。欠席 という形でよろしいですかね。またその辺の日程は、後日お知らせを するということでお願いをしたいと思います。
事務局長	新年会をやるという、やるということですか。
議長	はい。よろしく。

事務局	新年会やるというお話で、日程調整を含めて出欠の依頼等をタイトになると思いますが、ご協力お願いします。
議長	私の方からは以上でございます。 何か皆さんの方から話があれば。 それではこれもちまして総会を終了します。 ご苦勞様でした。
	湯河原町農業委員会
	議長（会長） 露木 洋一
	議事録署名人
	1 番 加 戸 誠 造
	9 番 市 川 章 久